

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

○監査公表四件
福島県監査委員

目
次

福島県監査委員

監査公表第18号

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公俊 正男 浩和号
 福島県監査委員 佐久間 宏
 福島県監査委員 佐竹 橋 宏
 福島県監査委員 高橋 宏
 3 財 第 522 号
 令和3年6月11日

福島県監査委員 星 公俊 正男 浩和号
 福島県監査委員 佐久間 宏
 福島県監査委員 佐竹 橋 宏
 福島県監査委員 高橋 宏

福島県知事 内堀 雅雄 団

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

（別紙）

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

プロポーザル方式・コンペ方式による契約について

2 意見及び措置の状況について

監査委員意見	措置状況
第3監査委員意見	
2個別の検討・改善事項	
(1) プロポーザル方式等を採用する理由について 地方自治体の契約は、一般競争入札によることが原則であるため、プロポーザル方式等により契約を締結しようとする場合は、その必要性を十分に検討し、真に必要と認められる場合に採用するという運用が必要である。 このため、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行っていただきたい。 また、必要性が十分に認められない場合には、一般競争入札等による契約事務を行っていただきたい。（広報課、県北地方振興局、相双地方振興局、いわき地方振興局、地域振興課、スポーツ課、只見線再開準備室、環境創造センター、こども・青少年政策課、商工総務課、産業人材育成課、観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課、テクノアカデミー郡山、環境保全農業課、農産物流通課、園芸課、水産課）	(広報課) プロポーザル方式等の採用に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、採用する場合にはその理由を起案文書に記載することとする。 (県北地方振興局) 令和3年度事業の企画提案公募を実施する際には、プロポーザル方式等とする必要性を起案文書に明記し、意思決定した。 (相双地方振興局) プロポーザル方式等による契約締結については、その必要性を検討するとともに、起案文書に理由を明記する。 (いわき地方振興局) 今年度より、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載することとしている。 (地域振興課) 令和3年度事業から、プロポーザル方式等により事業を実施する場合には、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行うこととする。 (スポーツ課) 契約の方法について、多角的な視点により広く検討をするとともに、プロポーザル方式等を採用する場合には、

その具体的理由を起案文書等に明記することとした。

(只見線再開準備室、環境創造センター)

一般競争入札ではその目的を達成できない場合や、より効果的な事業が実施できる委託先を選定する必要がある場合にのみプロポーザルを採用するよう、事業内容を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載する。

(こども・青少年政策課)

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、今後は具体的な理由を起案文書に記載し意思決定する。

(商工総務課)

プロポーザル方式等により事業を実施する際は、起案文書に当該方式を採用した具体的な理由を記載することとする。

(産業人材育成課)

令和3年度の事業については、プロポーザル方式等により事業を実施する必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行った。

(観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課)

プロポーザル実施に係る伺いの際に、その必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し諮詢した上、決定していくこととする。

(テクノアカデミー郡山)

今後は、事業の必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し、意思決定を行う。

(環境保全農業課)

これまでの事業展開により人材育成に向けた手法が蓄積されたため、今後の契約に当たっては、プロポーザル方式に限定せず、事業目的達成のために最善の方法を検討した上で、適切な契約方法で事業展開をしていくこととする。

(農産物流通課)

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に明記し意思決定することとする。

(園芸課)

実施する事業の特殊性やその専門性の高さを十分に踏まえ、適切な契約方法を検討し、プロポーザル方式等により事業を実施しようとする場合には、起案文書にて意思決定を行うように是正した。

(水産課)

プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、必要性を十分に検討した上で、具体的な理由を起案文書に記載し意思決定を行う。

(2) 募集要領の公告から企画提案書提出期限までの期間について

プロポーザル方式等による契約は、契約相手方が持っている優れた企画力や高度な技術力を活用するため、複数の参加者から提案書の提出を受け、その内容を審査して契約相手方を決定するものである。

事業者の募集に当たっては、より多くの事業者が参加を検討できるよう、また、十分に時間をかけて優れた企画提案書を作成する機会が確保できるように、募集公告から提案書の提出、プレゼンテーション開催までの一連の事務手続の期間について、適切な日程を設定する必要がある。

ア 募集公告から参加表明までの日数

公告日から参加表明期限までの期間を比較的短く（1週間未満）設定している機関においては、より多くの事業者が参加を検討する機会を確保するため、十分な期間を確保した募集日程とすることを検討していただきたい。（広報課、いわき地方振興局、企業立地課）

イ 募集公告から提案書提出までの日数

公告日から提案書提出期限までの期間を比較的短く（15日未満）設定している機関においては、より多くの参加者が提案書を提出する機会を確保するため、十分な期間を確保した募集日程とすることを検討していただきたい。（広報課、県北地方振興局、いわき地方振興局、企

(広報課)

公告日から参加表明期限までの期間を1週間以上とするよう、余裕を持ったスケジューリングを行うこととする。

(いわき地方振興局)

今年度より、公告日から参加表明期限までの日数については、2週間程度の期間を確保した募集日程とすることとする。

(企業立地課)

次回公告からは、当該期間を十分に確保した募集日程とする。

(広報課)

公告日から提案書提出期限までの期間を15日以上とするよう、余裕を持ったスケジューリングを行うこととする。

(県北地方振興局)

令和3年度事業の企画提案公募について、募集公告から参加表明の期限までの期間を1週間以上、募集公告から提案書提出の期限までの期間を15日

業立地課、産業人材育成課、テクノアカデミー郡山)

以上確保して実施した。

(いわき地方振興局)

今年度より、募集公告から提案書提出までの日数について、3週間程度の期間を確保した募集日程とすることとする。

(企業立地課)

次回公告からは、当該期間を十分に確保した募集日程とする。

(産業人材育成課)

令和3年度の事業については、公告から提案書提出期限までの期間を十分確保した募集日程とするよう努めた。

(テクノアカデミー郡山)

次回公告からは長い期間(15日以上)を設定することにより、より多くの参加者が提案書を提出できる機会を確保する。

(3) 審査基準の公表について

価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、様々な観点から審査が行われることから、事業者選定の公正性・透明性を確保するため、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表する必要がある。

ア 審査基準の公表

審査基準の公表を行っていない機関においては、審査基準(評価項目、評価基準及び配点)の事前公表を検討していただきたい。(県北地方振興局、危機管理課、地域振興課、消費生活課、児童家庭課)

(県北地方振興局)

令和3年度事業の企画提案公募については、審査基準(評価項目、評価基準及び配点)を事前に公表した。

(危機管理課)

令和2年度実施分より審査基準を公表している。

(地域振興課)

監査委員の意見を踏まえ、令和3年度事業から、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表することとする。

(消費生活課)

実施要領に審査基準を明記し、Webサイトにおいて事前公表することとする。

(児童家庭課)

今後は審査基準を公表する。

(県北地方振興局)

令和3年度事業の企画提案公募については、評価基準及び配点を公表し

イ 全ての審査基準の公表

審査基準のうち、評価項目のみを公表している機関において

は、評価基準と配点も公表することについて検討していただきたい。（県北地方振興局、こども・青少年政策課、商工総務課、産業人材育成課、観光交流課、県産品振興戦略課）

た。

（こども・青少年政策課）

令和3年度事業から審査基準（評価基準及び配点を含む。）を公表している。

（商工総務課）

審査基準（評価基準）については公表しており、配点についても、今後公表を検討する。

（産業人材育成課）

令和3年度の事業については、評価基準と配点も公表した。

（観光交流課、県産品振興戦略課）

評価基準と配点については、今後公表を検討する。

（4）審査結果の公表について

価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。

ア 審査結果の公表

契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（広報課、相双地方振興局、いわき地方振興局、危機管理課、原子力安全対策課、地域振興課、消費生活課、男女共生課、只見線再開準備室、社会福祉課、食品生活衛生課、こども・青少年政策課、児童家庭課、商工総務課、企業立地課、産業人材育成課、観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課、テクノアカデミー郡山、環境保全農業課、農産物流通課、園芸課、水産課）

（広報課）

審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）の公表については、今後公表を検討する。

（相双地方振興局）

選定の公平性・透明性を確保するため、契約候補者等の情報をWebサイトで公表する。

（いわき地方振興局）

今年度より、契約候補者名及び全応募者の評点について、Webサイトで公表するようにしている。

（危機管理課・原子力安全対策課）

契約候補者名及び契約候補者の得た評点については、Webサイトで公表することを検討する。

（地域振興課）

令和3年度事業から、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を、Webサイトで公表することとする。

（消費生活課、男女共生課、只見線再開準備室）

契約候補者名及び全応募者の評点について、Webサイトで公表することとする。

(社会福祉課)

今後は契約候補者名及び全応募者の評点を公表する。

(食品生活衛生課)

契約候補者名、全応募者の評点について、当課Webサイト等で公表する。

(こども・青少年政策課)

今後は契約候補者名及び全応募者の評点を公表する。

(児童家庭課)

今後は契約候補者名及び全応募者の評点を公表する。

(商工総務課)

契約候補者名及び全応募者の評点については、今後公表を検討する。

(企業立地課、産業人材育成課)

契約候補者名及び全応募者の評点については、今後公表を検討する。

(観光交流課、空港交流課、県産品振興戦略課)

契約候補者名及び全応募者の評点については、今後公表を検討する。

(テクノアカデミー郡山)

契約候補者名及び全応募者の評点については、今後公表を検討する。

(環境保全農業課)

今後プロポーザル方式等により事業を実施する場合は、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）について課のWebサイトで公表することとする。

(農産物流通課)

審査結果の公表については原則Webサイトで公表する方針とし、令和3年度契約分から公表する。

(園芸課)

審査結果を募集したWebサイトで公表するように是正した。

(水産課)

令和3年度から、契約候補者名及び全応募者の評点をWebサイトで公表する。

(職員業務課)

プロポーザル方式等を採用した場合は、契約候補者名及び全応募者の評点を公表する。

イ 全応募者の評点の公表

契約候補者名のみ公表している機関においては、全応募者の評点もWebサイトで公表するこ

とについて検討していただきたい。（職員業務課、県北地方振興局、スポーツ課、環境創造センター）

（県北地方振興局）

令和3年度事業の企画提案公募については、応募者の評点をWebサイト上で公表した。

（スポーツ課）

プロポーザル方式等を採用した場合は、全応募者の評点も含めた審査結果を公表し、選定の公平性・透明性を確保することとした。

（環境創造センター）

契約候補者名に加えて、全応募者の評点もWebサイトで公表することとする。

（広報課）

事業着手前に、再委託の有無を確認するとともに、再委託がある場合は契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

（県北地方振興局）

再委託について契約書に明記し、再委託がある場合は、所要の事務手続を行うこととする。

（相双地方振興局）

委託事業者に業務体制の確認を行うとともに、再委託がある場合には契約書の規定に基づく事務手続を行う。

（いわき地方振興局）

今年度より、事業者への業務実施体制の確認の際、再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

（原子力安全対策課）

令和3年度契約より再委託の実施の有無の確認及び契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

（地域振興課）

令和3年度事業から、再委託の実施の有無について、事業者に業務実施体制の確認を行い、再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行うこととする。

（スポーツ課）

委託先の業務実施体制を十分に確認し、業務の再委託があると認められる場合には、契約書の規定に基づく手続を徹底することとした。

（消費生活課、男女共生課）

契約締結後、事業者に業務実施体制の確認を行い、再委託があるものについては、契約書規定に基づく事務手続を行うこととする。

(只見線再開準備室)

業務の一部再委託に関して、契約書の規定に基づき対応することとする。

(こども・青少年政策課)

今後は受託者に事前に再委託の有無を確認し、再委託を実施する場合は書面で協議の上、県の承諾を得るように指導する。

(企業立地課)

企画提案競技時に提出される執行体制図により再委託を確認し、再委託を行なう事業者を受託事業者とした場合は、適正な事務手続を行う。

(観光交流課)

再委託がある場合には、契約書の規定に基づく事務手続を行っていく。

(農産物流通課)

再委託の事務手続については事業者に業務体制の確認を行い、再委託がある場合には契約書の規定に基づく事務手続を行うこととしている。

(水産課)

事業者に業務実施体制の確認を行い、再委託がある場合は、契約書締結に基づく事務手続を行うこととする。

(監査総務課)

監査公表第19号

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県病院事業管理者から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐 久 間 俊
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏

2 病 第 826 号
令和3年3月25日

福島県監査委員 星 公 正
福島県監査委員 佐 久 間 俊
福島県監査委員 佐 竹 浩
福島県監査委員 高 橋 宏

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文 國

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告ありました令和2年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

プロポーザル方式・コンペ方式による契約について

2 意見及び措置の状況について

監査委員意見	措置状況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 個別の改善・検討事項</p> <p>(3) 審査基準の公表について</p> <p>価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、様々な観点から審査が行われることから、事業者選定の公正性・透明性を確保するため、審査基準を募集要領に記載するなど、事前に公表する必要がある。</p>	
<p>ア 審査基準の公表</p> <p>審査基準の公表を行っていない機関においては、審査基準（評価項目、評価基準及び配点）の事前公表を検討していただきたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課）</p> <p>今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、審査基準を事前に公表することとする。</p>
<p>イ 全ての審査基準の公表</p> <p>審査基準のうち、評価項目のみを公表している機関においては、評価基準と配点も公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課）</p> <p>今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、評価項目だけでなく、評価基準と配点も公表することとする。</p>
<p>(4) 審査結果の公表について</p> <p>価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。</p>	
<p>ア 審査結果の公表</p> <p>契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課）</p> <p>今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、契約候補者名と全応募者の評点をWebサイトで公表することとする。</p>
<p>イ 全応募者の評点の公表</p> <p>契約候補者名のみ公表している機関においては、全応募者の評点もWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（病院経営課）</p>	<p>（病院経営課）</p> <p>今後、プロポーザル方式等による契約事務を行う際には、契約候補者名と全応募者の評点をWebサイトで公表することとする。</p>

(監査総務課)

令和3年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県議会議長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和3年8月20日

福島県監査委員 星 正男
福島県監査委員 佐久間 俊
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 高橋 宏
3福局議第65号
令和3年5月26日

福島県監査委員 星 正男 様
福島県監査委員 佐久間 俊
福島県監査委員 佐竹 浩
福島県監査委員 高橋 宏

福島県議会議長 太田光秋 団

令和2年度行政監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和3年3月15日付け2福監第360号で報告のありましたことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。
(別紙)

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

プロポーザル方式・コンペ方式による契約について

2 意見及び措置の状況について

監査委員意見	措置状況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 個別の改善・検討事項</p> <p>(4) 審査結果の公表について</p> <p>価格競争とは異なり、プロポーザル方式等においては、審査委員等の評価によって事業者が選定されることから、選定の公正性・透明性を確保するため、審査結果（契約候補者名及び全応募者の評点）を公表する必要がある。</p> <p>ア 審査結果の公表</p> <p>契約候補者名、全応募者の評点のいずれも公表していない機関においては、これらをWebサイトで公表することについて検討していただきたい。（議事課）</p>	<p>(議事課)</p> <p>審査基準については従来より実施要領の関係書類として公表していたが、行政監査の結果を受け、令和3年度からは審査基準、審査結果、契約候補者名等について、Webサイトで公表予定である。</p>

(監査総務課)